

## 定性的な開示事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

- イ. 自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

相違はありません。

- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

(連結子会社の数:9社)

会社名	主な事業内容
しがぎんビジネスサービス株式会社	事務代行業務、不動産管理業務
しがぎん代理店株式会社	銀行代理店業務
しがぎんキャッシュサービス株式会社	現金精査・整理、ATM管理業務
滋賀保証サービス株式会社	信用保証業務、貸出担保評価・管理業務
しがぎんコンピュータサービス株式会社	事務計算受託業務
株式会社しがぎん経済文化センター	コンサルティング業務
株式会社滋賀ディーシーカード	クレジットカード業務、信用保証業務
しがぎんリース・キャピタル株式会社	リース、投資業務
株式会社しがぎんジェシービー	クレジットカード業務

- ハ. 自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

- ニ. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの  
該当ありません。

連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるもの  
該当ありません。

- ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当ありません。

2. 自己資本比率告示第3条の規定に従い中間連結財務諸表を作成したと仮定した場合における中間連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明／中間貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

内容については自己資本の構成に関する開示事項に記載しています。